

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護

## 契 約 書

社 会 福 祉 法 人 ふ き の と う  
山家 小規模多機能型居宅介護施設 やまぶき

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人ふきのとう（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護について、次のとおり契約します。

#### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供します。また、利用者は事業者から提供された指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に対する所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料」といいます）を支払います。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

#### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第3条（居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 管理者は、介護支援専門員に利用者の居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとし、
- 4 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとし、
- 5 前項の変更の際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者と連絡する等、必要な援助を行います。

- 6 事業者は、居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」といいます）、利用者の居宅を訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」といいます）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」といいます）を柔軟に組み合わせ、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

#### 第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」といいます）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。  
但し、利用者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス料金全額をいったん全額支払うものとします。（要介護又は要支援認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます〈償還払い〉。）
- 3 サービスの利用料金は、月額制とします。月途中から登録した場合又は月途中で登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 4 月途中で要介護状態区分が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて計算します。
- 5 前項のほか、利用者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。
  - ① 自宅と施設との送迎以外に必要なとされる交通費
  - ② 食事の提供に要する費用
  - ③ おむつ代
  - ④ 宿泊にかかる費用
  - ⑤ 小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

## 第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、サービスの利用を中止、変更もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

## 第7条（利用料金の変更）

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができます。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して変更を行う2ヵ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

## 第8条（事業者の責務）

- 1 事業者及び事業者の使用する者（以下、「従業者」といいます）は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡をとる等、必要な対応を行います。
- 4 事業者は、自ら提供する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的な外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保存し、利用者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

## 第9条（守秘義務等）

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約を終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に急な容態の変化等、医療上緊急対応の必要がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、利用者及びその家族の同意を得た上で個人情報を用いることができるものとします。

## 第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者の故意または過失により損害が生じたと認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## 第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 2 利用者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- 4 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

## 第12条（事業者の責任によらない事由によるサービス実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスが実施できなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用できるものとします。
  - ①利用者が死亡した場合。
  - ②要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
  - ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
  - ④事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
  - ⑤第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合。
- 2 事業者は前項第①号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況等を勘案し、当該地域の他の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護施設や指定居宅介護支援事業所等に関する情報を利用者に提供します。

### 第14条（利用者による中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - ①第7条第3項により本契約を解約する場合。
  - ②利用者が入院し、2ヵ月以内に退院が見込めない状況の場合。

### 第15条（利用者による解除権）

利用者は、事業者または従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ①事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ②事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③事業者もしくは従業者が、故意または過失により利用者または家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

### 第16条（事業者による解除権）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ①利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続し

がたい重大な事情を生じさせた場合。

- ②利用者による第5条第1項から第5項に定めるサービス料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、15日間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③利用者が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合または利用者の入院もしくは病気等により、3ヵ月以上にわたってサービスが利用できない状態が明らかになった場合。
- ④利用者またはその家族などが、故意または重大な過失により事業者または従業者若しくは他の利用者の生命・財産・信用等を傷つけ、またはハラスメント行為その他の類似行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

#### 第17条（清算）

第13条第1項第②号から第⑤号により本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施したサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を履行していない場合には、契約終了日の翌月末日までに清算するものとします。

#### 第18条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

#### 第19条（身分を証する書類の携行）

事業者は、従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示させるものとします。

#### 第20条（信義誠実の原則）

- 1 利用者とは事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議するものとします。

#### 第21条（利用者代理人）

- 1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第22条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者（代理人による契約締結の場合は代理人）及び事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人ふきのとう

〈住所〉 京都府綾部市岡町長田3番地の1

〈代表者名〉 理事長 新庄 祐士 ⑩

利用者

〈住所〉 \_\_\_\_\_

〈氏名〉 \_\_\_\_\_

※署名または記名押印

代理人（選任した場合）

〈住所〉 \_\_\_\_\_

〈氏名〉 \_\_\_\_\_